



社 福
ヘルプカードをご利用ください

問 伊奈庁舎社会福祉課

☎ 58・2111 (内線4101)

2月1日(金)から配布開始

● ヘルプカードって？

障がいのある方などが困っているとき、配慮が必要なときに支援を求めるためのカードです。あらかじめカードに「お願いしたいこと」などを記入しておき、必要ときに提示することで、周りからの支援を受けやすくするためのカードです。

● ヘルプカードを提示されたら？

周りの皆さまにお願いします。ヘルプカードの提示がありましたら、支援や配慮をお願いします。

● だれが使えるの？

市内在住で、障がいのある方、難病、妊産婦（妊娠初期）の方など支援や配慮が必要な方（障害者手帳などの有無は問いません）。申請書を書くだけで、無料でその場でお渡しします。

● 使い方は？

困ったときにお願したいことなどを、ヘルプカードに具体的な支援内容を書き込んでおき

ます。財布やカードケースなどに入れて携帯し、必要に応じて掲示してください。記入内容は個人情報が含まれますのでご注意ください。

● 配布場所は？

伊奈庁舎社会福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、保健福祉センター、市内各コミュニティセンター、きらくやますこやか福祉館（社会福祉協議会事務所）
 ◎市ホームページからもダウンロードできます。



※実物は免許証サイズです。

手続き・申請

学校体育施設を開放しています

問 生涯学習課（総合運動公園） ☎ 58・4005

定期利用団体は申請を

市では、小中学校の体育館や校庭を、スポーツ・レクリエーションを目的とした団体に開放を行っています。

今年度の定期利用団体の募集を行いますので、利用を希望する団体（10人以上の団体）は、2月15日(金)までに総合運動公園窓口まで、お申し出ください。また、今年度から富士見ヶ丘

小学校施設も開放となります。

※条件によつては、貸し出しできない場合もあります。あらかじめお問い合わせください。

▼申請期限 2月15日(金)

▼施設利用期間 4月1日(月)～

2020年3月31日(火)（1年間）

▼受付場所 総合運動公園窓口

【問い合わせ】

総合運動公園 ☎ 58・4005

◎開館時間：火曜日～土曜日、午前9時～午後4時

伝えます！障がいのこと

～障がい者支援コラム vol.19～

「心のバリアフリー」それは支え合う“こころ”

「バリアフリー」という言葉は皆さんご存知ですよね。「バリア」＝障壁（じゃまをするもの）、「フリー」＝除去（取り除く）という意味ですが、障がいのある方や高齢者が生活していく上で、障壁となるものを取り除くということがバリアフリーです。

例えば、建物に段差があると、車イスの方はその先に進むことができません。そこで、段差という障壁を、スロープを設置することで取り除く、これがバリアフリーです。手すりや点字ブロック、多機能型トイレ、テレビの字幕放送など、街にはさまざまなバリアフリーが浸透しています。

では「心のバリアフリー」とは何でしょうか。障がいのある方が抱える社会的障壁は、施設や設備の改善だけでは解決できません。私たち一人ひとりが障がいへの理解を深め、障がいに対する差別や偏見、無関心など（障壁）をなくし、障がいのある人もない人も、誰もが社会の一員として生活できるように、お互いの気持ちを尊重し、みんなで助け合う、それが「心のバリアフリー」です。

日々の生活のなかで、やさしく見守ることも大事ですが、勇気を出して声をかけてみませんか。その人が本当に困っているのか、手助けを求めているのかは、直接聞いてみないとわからないものです。「だいじょうぶです」「けっこうです」と支援を断られ、空振りに終わってしまっても気を落とすことはありません。あなたの心遣いはきっと相手に伝わっているのですから。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58 - 2111 (内線4101)